

竹田市住宅耐震化総合支援事業 Q&A

1	対象となる住宅を知りたい。	<p>【耐震診断】</p> <p>1.平成12年5月31日以前に建築(建築確認処分)された、戸建木造住宅が対象ですが、昭和56年5月31日以前に建築(建築確認処分)された、戸建木造住宅を優先的に補助対象とします。</p> <p>2.店舗等の併用住宅は、店舗等部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限りません。</p> <p>【耐震改修】</p> <p>1.昭和56年5月31日以前に建築(建築確認処分)された、戸建木造住宅。</p> <p>2.耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の戸建木造住宅</p>
2	まずどうすればよいですか？	<p>以下の点についてご自身で事前に調べて頂き、耐震診断士や施工業者にご相談ください。</p> <p>①建物の建築日がわかる書類。</p> <p>②平屋か2階建か。</p> <p>③木造の戸建住宅(小規模の店舗等の併用住宅は店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)</p> <p>④明らかな、違反建築が無いこと。(無断で約3坪(10㎡)以上の増築が無いことなど)</p>
3	市外にいたり、所有者ではないが申請はできるか？	<p>対象となる住宅が竹田市内にあればよいです。(手続きを代理人に頼める方)</p> <p>所有者本人でなくても、所有者に代わり耐震診断及び耐震改修に要する経費を負担できる親族の方であれば申請は可能です。なお、売買等による場合は申請までに所有権等の変更手続きを行ってください。</p>
4	建築時期が分からない場合、どこを見れば分かりますか？	<p>確認通知書や登記簿謄本、固定資産税課税明細書等により確認できます。</p> <p>確認通知書:昭和56年(平成12年)5月31日以前に交付されていること</p> <p>登記簿謄本、固定資産税課税明細書等:昭和57年(平成13年)1月1日に存在が確認することができること</p>
5	市役所から耐震診断士や施工業者を紹介することはできますか？	<p>申し訳ございませんが、紹介はしていません。</p> <p>申請者自身での選定をお願いします。大分県の公開する【おおいた住まい守り隊】名簿を参考にしたり、耐震アドバイザー派遣を利用することができます。</p> <p>詳しくは、リンク先(https://www.pref.oita.jp/site/taishin/taishin-meibo.html)をご確認ください。</p>
6	大分県木造建築耐震診断士(建築士)とは何か？	<p>建築士事務所に所属し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録された耐震診断を行う建築士です。大分県木造建築耐震診断士以外の建築士に耐震診断を頼んでも、補助はもらえません。</p>
7	耐震アドバイザー派遣とは何ですか？	<p>大分県が行っている事業で、建築士が無料でお宅に訪問し、簡単な診断を行い、耐震に関する相談などに応じて、必要な情報提供や助言を行う制度です。</p> <p>リンク先(https://www.pref.oita.jp/site/taishin/adviser.html)にて詳細を確認できます</p>
8	耐震アドバイザー派遣の申込をしたいです。	<p>竹田市役所では受付しておりません。</p> <p>(一社)大分県建築士事務所協会(097-537-7600)へ電話でお申し込みください。</p>
9	申請順等について	<p>応募戸数が多い場合は、補助金申請書を提出した時点での先着順とさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>尚、耐震診断については上記1のとおり昭和56年5月31日以前に建築(建築確認処分)された、戸建木造住宅を優先的に補助対象としますのでご了承ください。</p>
10	精密診断法とは？	<p>「精密診断法」は、補強の必要性が高いものについて、詳細な情報に基づき、より正確に補強の必要性の診断を行うことを目的としています。</p> <p>調査方法は、不確定要素のない詳細な調査が必要になります。</p> <p>隠ぺい部(柱や梁の接続部、筋交いの位置等)の仕様を確認するため、壁の破壊等が必要となる場合があります。</p> <p>全ての要素を確認するため、所有者の負担は大きくなりますが、耐震改修工事やリフォームの実施が確定している場合については、調査のために事前に壁等を取り壊すことも可能と思われるので、詳細に調査することで、より合理的な耐震改修工事ができます。</p> <p>精密診断法による補強計画を実施したい方は、工事を担当する事業者か専門家に直接ご相談ください。</p>
11	上部構造評点とは何ですか？	<p>住宅の耐震性を数値で表したものであり震度6から7前後の大きな地震に対し、建築物が倒壊する可能性を判定します。評点に対する耐震性の評価は下記のとおりです。</p> <p>評点1.5以上:倒壊しない。現在の建築基準法の1.5倍の耐震強度があると考えられる</p> <p>評点1.0以上1.5未満:一応倒壊しない</p> <p>評点0.7以上1.0未満:倒壊する可能性がある</p> <p>評点0.7未満:倒壊する可能性が高い</p>
12	屋根瓦葺き替えや外壁改修は補助金の対象になりますか？	<p>住宅の耐震性能を向上させる改修であれば、対象となる可能性があります。詳しくは耐震診断士と相談をお願いいたします。</p>
13	外壁や屋根の補修の補助制度はありますか？	<p>補修は耐震性能を向上させる工事ではないため、補修を目的とする工事については当補助金の対象外です</p>
14	他の補助金との併用はできますか？	<p>できません。同じ工事内容について、二重で補助金を受け取ることはできません。</p>